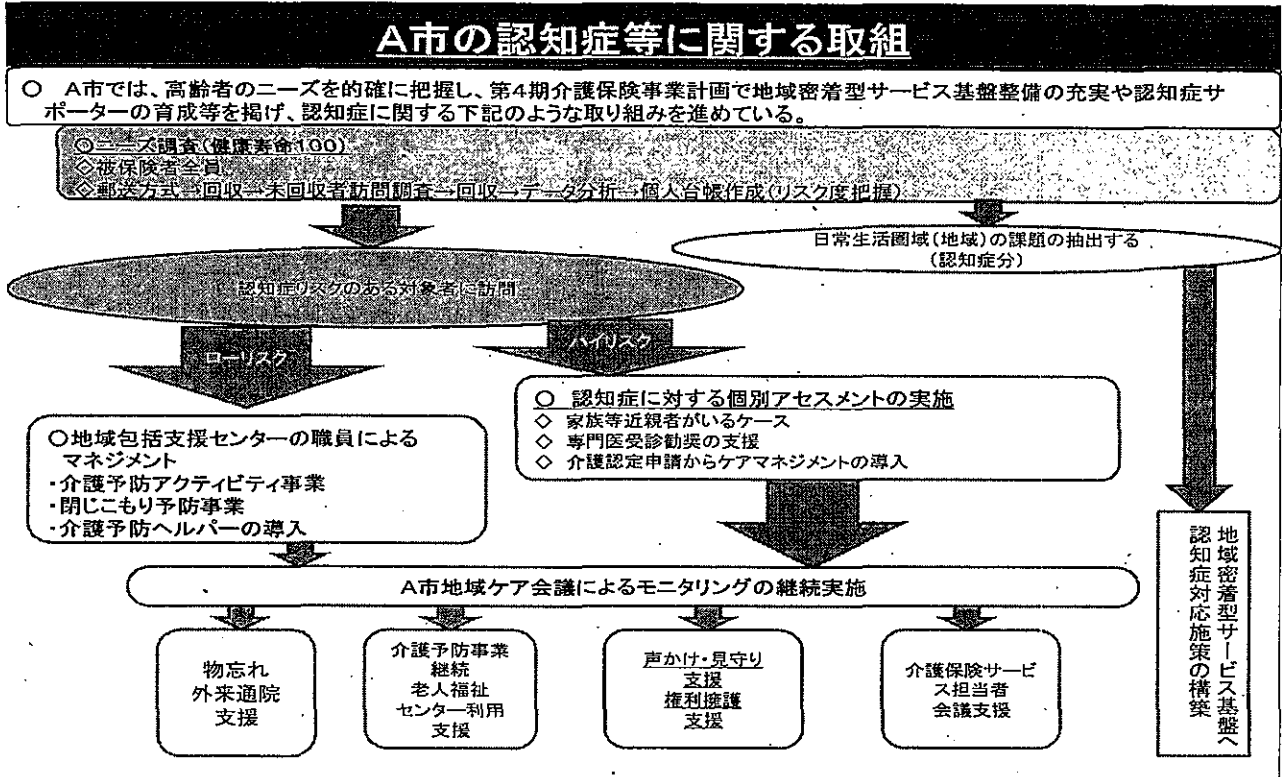
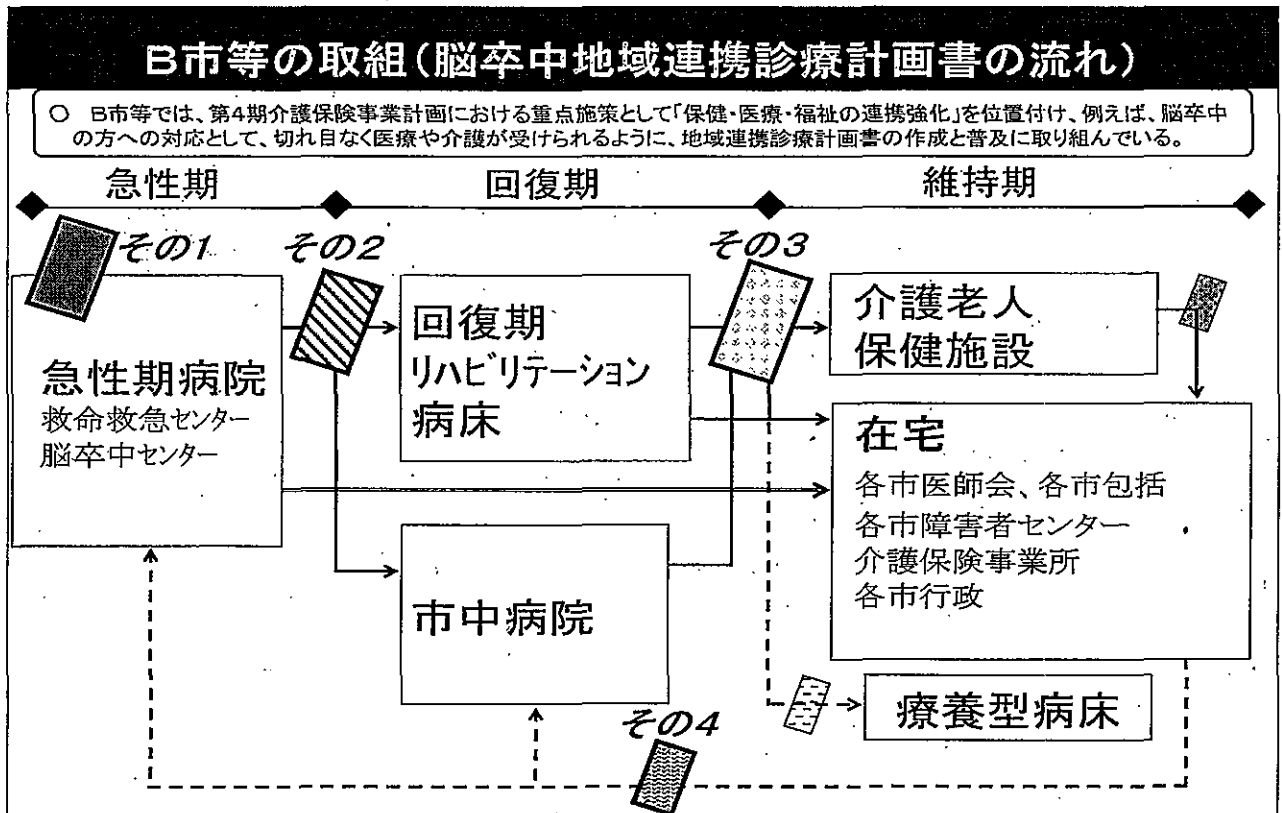


## 参考資料2

(参考：認知症等に関する地方自治体の取組事例)



(参考：在宅医療の推進に関する地方自治体の取組事例)



(参考：高齢者の住まいの計画的な整備に関する地方自治体の取組事例)

## A市の住まいに関する取組 〔A市高齢者専用賃貸住宅（サービス付き）プロジェクト〕

○ A市では、高齢者のニーズを的確に把握し、第4期介護保険事業計画で「高齢者の住宅支援」を掲げ、高齢者の住まいの整備に関する下記のような取り組みを進めている。

### 《事業内容》

- 本事業は、お元気な一般高齢者から介護度5迄の方への連続性、一貫性のある地域ケアを官民協働で取組み実践し、地域社会への貢献を目指すもの。
- また、「長寿」ではなく「元気で長生き」の実現のため、高齢者の生活習慣病予防に加えて、自立した生活を妨げる要因に着目した生活機能低下の予防、または生活機能向上に取り組み、介護予防を推進する。
- さらに、自助・互助・共助・公助の役割分担を明確にし、高齢者に対する支援を地域で支える地域包括ケアを実現するとともに、24時間対応の在宅療養支援診療所と訪問看護事業所を併設することで、高齢者の緊急時はもとより様々な医療ニーズに対応できる体制を整備する。

- ①医療連携として、調剤薬局における在宅輸液療法・訪問看護・在宅療養支援診療所等の連携構築を図り中重度者対応を行う。
- ②介護療養型医療施設利用者の受け皿を「住宅」として整備する。
- ③A市の家賃助成制度(市の単独事業)に基づき、適合高齢者専用賃貸住宅を核としたA市高齢者支援住宅を整備し、低所得者の住まいの確保を行う。
- ④住宅室内では解消できない支援をLSA(ライフサポートアドバイザー)及び建物内サポーターが担う。(買い物・趣味娯楽・お墓参り等外出を伴う付添支援)
- ⑤緊急通報システムによる見守り支援をオプションで軽度者に整備する。(市の助成金事業)

(参考：生活支援サービスに関する地方自治体の取組事例)

## C区における介護保険外サービス

C区では、要介護者・要支援者・要介護認定非該当者に対して、配食サービス・家事援助サービス・見守りサービス(介護保険外サービス)を受けられる体制が整備されている。

### 1. 配食サービス

サービス内容 利用者負担	昼食	①学校給食:区内の小学校で調理した、あたたかい学校給食をボランティアが届ける(火・木曜日)。 → 利用者負担:1食につき350円
		②ボランティア給食:ボランティアの自宅で調理した食事を届ける。 → 利用者負担:1食につき350円
		③在宅サービスセンター:センターで調理した食事を届ける。 → 利用者負担:1食につき600円
	夕食	地域の商店から、弁当を届ける(火・木曜日) → 利用者負担:1食につき450円
利用対象者	在宅の虚弱な高齢者、介護が必要な高齢者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)	
実績	422人	
行政負担	18,570,757円(①、②は一般財源、③は介護保険の地域支援事業)	

### 2. ホームヘルパー(訪問介護員)の派遣

サービス内容	介護予防の観点から、ホームヘルパーを派遣し、家事援助(掃除・洗濯・調理・買い物)を行う。【週1回又は週2回程度】
利用対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、日常生活を営むのに支障がある方(要介護認定非該当者が利用対象者となり得る)
利用者負担	週1回程度:月1,200円 週2回程度:月2,500円
実績	124人
実施主体	C区
行政負担	21,284,820円(一般財源)

### 3. にこにこ訪問(乳酸菌飲料の配達)～見守りサービス

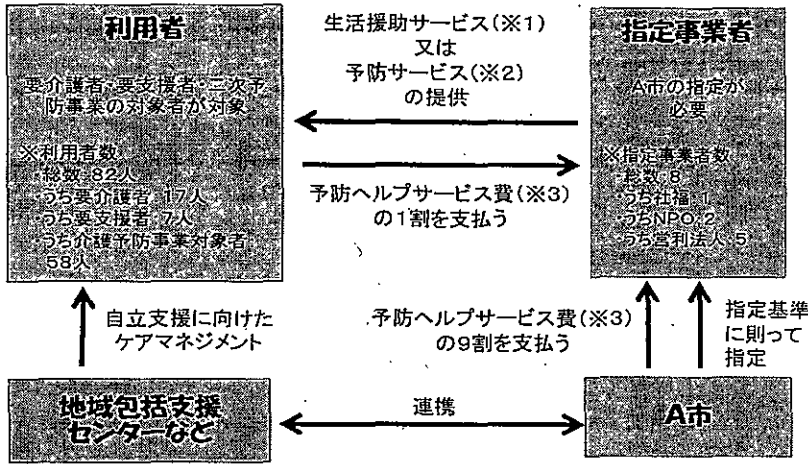
内容	安否確認と孤独感解消のため、毎日乳酸菌飲料を配達する(日曜・休日を除く)
利用対象者	70歳以上の一人暮らしの者で、他に安否確認のサービスを利用していない者(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	なし
実績	2,444人
実施主体	社会福祉協議会
行政負担	2,041,472円(C区からの補助金)

### 4. 徘徊探知機利用料助成～見守りサービス

内容	GPS端末機を利用して徘徊高齢者の居場所を探し出すシステムの費用の一部を助成する。
利用対象者	区内に在住するおおむね65歳以上の徘徊高齢者と介護する家族(要介護者・要支援者・要介護認定非該当者のいずれでも可)
利用者負担	月500円、探索等別途費用あり
実績	15人(うち、要介護者:15人)
行政負担	44,100円(一般財源。初期費用のみ)

# A市における予防ヘルプサービス費助成事業

A市では、要介護者・要支援者・介護予防事業対象者に対して、生活援助サービス・予防サービスを一体的に提供するための「予防ヘルプサービス費助成事業」(介護予防事業対象者分については、地域支援事業の任意事業で実施)を展開している。



- ※1 生活援助サービス:日常生活における掃除、洗濯、調理、買物その他の家事
- ※2 予防サービス:運動器機能、口腔機能その他生活機能の低下の予防支援
- ※3 予防ヘルプサービス費  
以下の表の通り算定。ただし、26,100円が上限。

生活援助サービス	日中		夜間・早朝
	30分～1時間	1時間～1時間30分	
30分～1時間	2,200円	2,760円	
1時間～1時間30分	3,080円	3,860円	
1時間30分～2時間	3,960円	4,960円	
2時間～2時間30分	4,840円	6,050円	
2時間30分～3時間	5,720円	7,160円	
～30分	2,450円	3,060円	
予防サービス	30分～1時間	4,260円	5,330円
	1時間～1時間30分	6,190円	7,730円
	1時間30分～2時間	7,070円	8,840円
	2時間～2時間30分	7,950円	9,940円
2時間30分～3時間	9,360円	11,030円	

※ 状態が改善し、非該当になった場合でも、必要な生活援助サービスが受けられるよう、NPOによる家事援助サービス等(全額利用者負担)の普及等を図っている。

## 【施策の効果】

- ◎ 利用者は、要介護状態・要支援状態・介護予防事業対象状態・非該当状態を通じて、生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、利用者は、安心して在宅生活を営むことが可能。
- ◎ 要介護者・要支援者から介護予防事業対象者・非該当に移行しても、ニーズに応じた生活援助サービス・予防サービスの提供を受けることが可能。このため、自立支援型のケアマネジメントの実施とあいまって、利用者は要介護状態・要支援状態の軽減を志向するようになり、介護予防に向けた取組を推進できる。
- ◎ 事業費化するとともに、予防の取組が推進されることにより、費用の適正化が図られる。

# 権利擁護に関するD区の取り組み

(市民後見推進の取組事例①)

市民後見活動を首長申立に限定するケース

## D区成年後見支援センター(区社協に委託)

### ○ 事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 法律相談  
弁護士等による成年後見制度に関する相談窓口の設置(月2回)
- ・ 成年後見制度利用支援  
加齢等により成年後見等の手続きが困難な方への必要書類の確認等の支援
- ・ 専門職後見人に関する情報提供

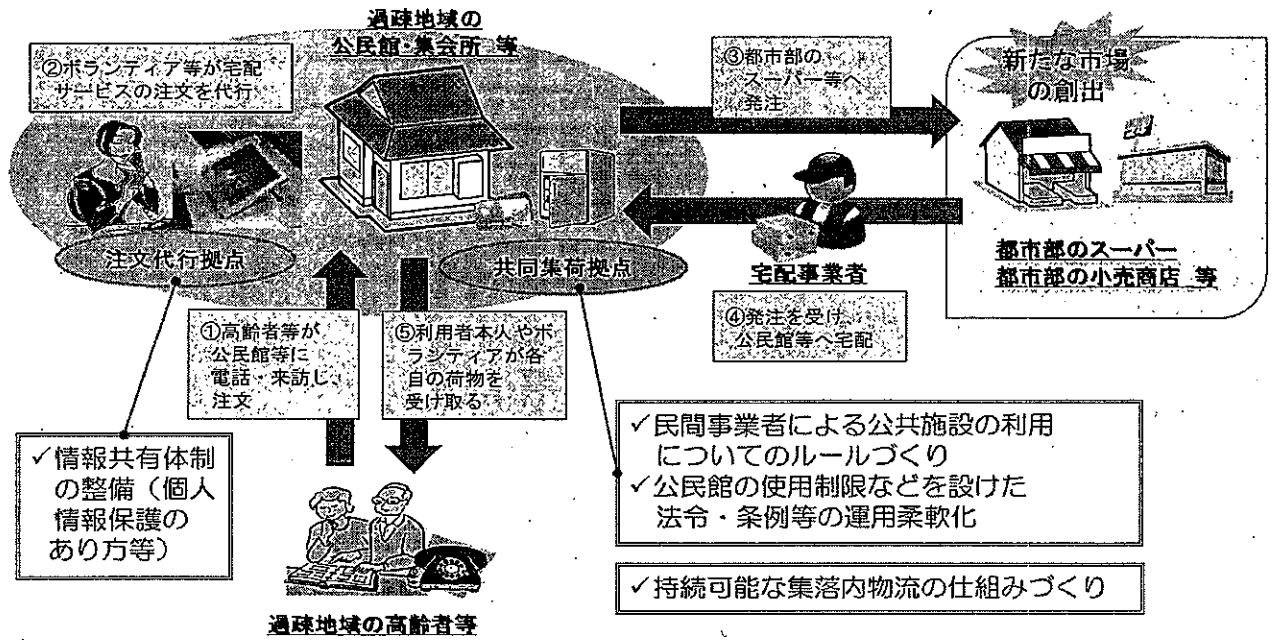
(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成  
個人で成年後見人を受任できる区民後見人を育成  
(参考) 研修時間(50時間)
- ・ 後見活動が可能と見込まれる案件について家庭裁判所に区民後見人候補者を推薦
- ・ 区民後見人が選任された場合に、後見活動に関する相談などの支援を行う。  
区社協が後見監督人に選任  
後見活動は区長申立案件に限定

(参考)

受任者累計 25人(平成18年度～21年度)

## (過疎地域における買い物等支援サービス)



【出典】経済産業省産業構造審議会産業競争力部会資料（抜粋）

## (中山間地域等における生活の見守りサービスの創出)

